

24 環第 760 号

平成 25 年 1 月 16 日

経済産業大臣 茂木 敏充 様

愛媛県知事 中村 時彦

(仮称) 僧都ウィンドシステム発電事業 環境影響評価準備書
に対する意見について

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 20 条第 1 項及び電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 13 の規定により、別紙のとおり標記準備書に対する意見を提出します。

なお、電気事業法第 46 条の 14 の規定に基づき、特定事業者に勧告をするに当たっては、本意見の趣旨が十分に勘案されますよう御配慮願います。

(仮称) 僧都ウィンドシステム発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見

I 総括事項

- (1) 環境影響評価については、「発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省省令第54号。以下「主務省令」という。）に基づき実施すること。
- (2) 環境影響評価の項目及び調査の手法等については、主務省令別表第5及び別表第10に基づき選定したうえで、選定した理由及び選定しなかった理由について評価書に具体的に記載すること。特に、工事の実施による「水の濁り」、「動物（水生生物を含む。）」、「植物」及び「生態系」については、土地改変による水域への影響が懸念されるため、それらを評価項目として選定し、適切な環境影響評価を実施すること。
- (3) 事業実施区域周辺では、複数の風力発電事業計画が存在し、工事中及び供用後に騒音・低周波音、景観、動植物等への影響が複合的なものになるおそれがあることから、必要に応じて周辺における風力発電事業計画を踏まえ、環境影響評価を実施すること。
- (4) 環境影響を受ける範囲と認められる地域が愛南町のみとされているが、事業実施区域が宇和島市と近接しており、供用後の景観や土地改変に伴う動植物等への影響が広範囲に及ぶ恐れがあるため、必要に応じて、宇和島市から意見聴取し、当該意見を踏まえ、評価書を作成すること。
- (5) 事業を実施するに当たり、関係する様々な主体の理解と協力のもと、関係法令を厳守し、周辺環境に与える影響を可能な限り低減するよう配慮すること。また、地域住民からの要望・苦情等に対して適切に対応すること。
- (6) 評価書において、次の資料について具体的に示すこと。
 - ・風力発電施設の本体構造及び基礎構造を示す図面
 - ・風力発電施設を設置する地盤強度に係る調査結果
 - ・取付道路や土捨場等の附帯設備を含む土地利用計画を示す図面
 - ・造成工事に伴う土地改変の場所、改変面積、切土量及び盛土量
 - ・災害等により施設が破損した場合の復旧方法、施設の耐用年数経過後の対応

II 個別事項

1 騒音・低周波音

- (1) 環境の保全についての配慮が特に必要な学校、病院等の施設の位置情報を明らかにしたうえで、必要に応じて騒音・低周波音の調査予測地点として追加選定すること。
- (2) 既設の風力発電施設において近隣住民から不眠や体調不良等の訴えが頻発しており、現に社会問題化しているとともに、特に僧都地区における低周波音の予測結果において現況からの増分が20dBと大きく、影響が生じるおそれがあること等から、騒音・低周波音について事後調査を実施すること。

- (3) 低周波音については人によって感じ方も異なるとともに、低周波音による人への影響については未解明な部分も多いため、既設の風力発電施設について、特に苦情が生じている施設の事例調査により、施設の設置前後における低周波音のデータを収集し、その結果も踏まえて予測評価すること。
- (4) 付近住民から苦情が発生しないよう騒音又は低周波音を低減させる方法について検討するとともに、実際に苦情が発生した場合に検討すべき環境保全措置について、稼働制限等を含めて、評価書において具体的に示すこと。
- (5) 風力発電施設が8基設置される計画であるが、将来的に増設計画があるならば、それを含めて、予測評価すること。特に事業実施区域から最も近い集落である僧都地区については、風力発電施設が山間尾根部に立地しやすいといった地形的な観点を考慮すると、将来的に風力発電施設にとり囲まれる可能性が否定できず、騒音・低周波音による複合的な影響が懸念されることから、必要に応じて、これらの複合的な影響について予測評価すること。
- (6) 評価書作成に当たり、以下の点に留意すること。
 - (ア) 風力発電施設が視認できる和口地区においては、低周波音の予測結果が64dB～69dB（増分：1dB～18dB）と予測地点5地点のうち最も高い結果とされているが、風や温度の影響がなければ概ね予測結果どおりになる可能性が高いため、風力発電施設の稼働率や騒音が発生する時間的割合を予測評価するなど、より実態に即して定量的に予測評価すること。
 - (イ) 風力発電施設が視認できないとされる僧都地区においても、回折効果により低周波音が影響を及ぼすことが懸念されることから、風力発電施設と僧都地区を結ぶ地形断面図を示し、回折効果の程度をできるだけ定量的に予測評価すること。

2 水環境

- (1) 林道拡幅工事など大々的に実施される土木工事に伴い、みずみちが変化する可能性があり、これにより植生への影響が懸念されるため、土木工事に伴うみずみちについて、その量を含めて予測評価したうえで、みずみちが極力変化しないよう、じゃ籠を適正に配置するなどの保全措置を講じるとともに、供用後においてもみずみちの流れを掌握し、その結果に応じて臨機応変に対応すること。
- (2) 林道の開設や拡張工事に伴う立木伐採や掘削等により保水力が損なわれ、大雨などによる山地破壊や土砂の谷への流入で水源の汚濁・汚染がないよう工事中はもちろん供用後においても防止の措置を十分に講ずること。

3 風車の影

影のかかる時間が居住地域において30分未満であることから影響は回避・低減されていると評価されているが、ほんの僅かな時間でも風車の影による民家への影響があるならば、生活環境に支障が生じるおそれがあるため、必要に応じて、主務省令に基づき環境保全措置を講じるとともに事後調査を実施すること。

4 植物

- (1) 改変区域内に注目すべき植物種であるキガンピが多く確認されていることから、主務省令に基づき、できるだけ改変区域を注目すべき植物種が存在しない区域に変更し、環境影響の回避に努めるとともに、やむを得ず希少種が存在する区域を改変する場合には、改変に伴い当該種の移植措置を講じる等、環境保全措置を再検討すること。
- (2) (1) で注目すべき植物種の移植等の保全措置を講じる場合には、それに伴う保全措置の効果等を予測・評価したうえで、当該措置は予測不確実であるため、事後調査を実施するとともに、想定される事後調査結果を踏まえて検討すべき環境保全措置についても具体的に評価書に記載すること。
- (3) 注目すべき植物種であるナチクジャク、チャボホトトギス、エビネが事業実施区域内のうち、全て改変区域外で確認されているとされているが、その根拠資料として、改変区域と注目すべき植物種の確認位置が分かる図面を評価書において示すこと。
- (4) 一旦破壊された生態系の再生は極めて困難であることから、造成工事実施後においても、法面緑化には在来種を使用するなど、できるだけ実施前と同等の状態に戻すような保全措置を講じること。
- (5) 風力発電施設設置に伴う日照等の減少により、事業実施区域及びその周辺に生い茂る人工林の生育への影響について調査し、その結果を踏まえ、必要に応じて保全措置を講じること。

5 動物

- (1) 生物多様性基本法において、生物多様性を保全する予防的な取組及び事業着手後においても生物多様性の状況を監視し、その結果を事業等へ反映させる順応的な取組により対応することが基本原則としてあげられている。
事業実施区域から幾分離れたところではクマタカの営巣が確認されているため、生物多様性基本法の基本原則に則り、今後とも事業実施区域内及びその周辺における猛禽類（特にクマタカと多数確認されたサシバ）の営巣等の生息状況について継続調査の実施によりの確に把握し、行動圏と内部構造の解析調査を実施すること。
- (2) 猛禽類の渡りの時期、個体数、コースには年変動があり、準備書で記載された年間予測衝突数は過少評価された可能性があるため、猛禽類の渡りについて、評価書の作成に当たっては、平成23年以前の記録や追加調査を実施し、より精度高い予測評価を行うこと。この予測結果を踏まえ、必要に応じて風力発電施設の配置や渡来期の稼働制限等を含めた環境保全措置を実施すること。
- (3) バードストライクの事後調査に係る期間、頻度、区域、監視員による踏査ルート等の具体的な事後調査方法について、また、想定される事後調査結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば渡来期の稼働制限等を含めて具体的に評価書に記載すること。
- (4) 工事中及び供用後において、シカやイノシシ等の有害鳥獣が従来が生息域を離れ、農林産物に被害を及ぼすことがないように、十分留意して事業を実施すること。

6 景観

- (1) 評価書において可視領域図を示したうえで、その結果を踏まえ、風力発電施設の設置場所によっては、その存在自体が付近住民に多大な圧迫感を与えるおそれがあるため、調査・予測地点に直近民家を選定するなど、地点選定について再検討すること。
- (2) 今後の景観施策として、愛南町には「外泊地区の石垣の里」や「僧都・山出地区の棚田」などの観光資源を保全するため、地域住民と対話を重視しながら景観施策を体系化していく基本的方向性が打ち出されていることに鑑み、風力発電施設の色彩が四季折々変化する自然景観に最も調和するものとなるよう検討を重ね、景観に十分配慮した施設とすること。
- (3) 取付道路の設置や既存林道の拡幅等の工事に当たっては、できるだけ土地改変面積を小さくし、環境影響の回避に努めるとともに、やむを得ず改変する場所は緑化措置を講じるなど、景観上、緑溢れる山々が損われないように十分配慮すること。

7 その他（文化財）

埋蔵文化財について、平成12年の古い文献により事業実施区域内には存在しないと結論づけているが、近年、高台における遺跡の発見事例があることを考慮すると、事業実施区域内及びその周辺における埋蔵文化財の有無について、県や愛南町に相談しつつ、現地調査により把握すること。

8. 事後調査結果の公表について

事後調査を実施した場合又は、事後調査の結果を踏まえ、追加的な環境保全措置を実施した場合は、それらの結果について公表すること。